

1月の移動市役所の運行日程

問市 地域振興課(本庁舎) ☎53-5111 FAX 53-5138
地域振興課(山東支所) ☎53-5171 FAX 53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前(9時30分~11時30分)	醒井 5日(月)は運行なし	柏原	巡回	息郷	吉槻 30日(金)は運行なし
午後(14時~16時)	吉槻	息郷	巡回	柏原	醒井



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

●巡回場所および運行なしのご案内 ※午前は9時30分~11時30分、午後は14時~16時

1/ 5(月) [午前] 運行なし
1/ 7(水) [午前] 地域(お茶の間サロン等)
1/14(水) [午前] 地域(お茶の間サロン等)
1/21(水) [午前] 運行なし
1/28(水) [午前] 地域(お茶の間サロン等)
1/30(金) [午前] 地域(お茶の間サロン等)

[午後] 近江学びあいステーション
[午後] 米原学びあいステーション
[午後] 山東学びあいステーション
[午後] 伊吹学びあいステーション

大雪等の天候不良等の場合は、運行を
とりやめる場合がありますので、ご了
承ください。運行をとりやめる場合は、
事前に防災アプリでお知らせします。

●移動市役所の配置場所

息郷 [米原診療所前(息郷行政サービスセンター前)] 醒井 [JR醒ヶ井駅前(醒井行政サービスセンター前)]
柏原 [山東B&G海洋センター駐車場] 吉槻 [旧東草野小中学校敷地(吉槻行政サービスセンター前)]

毎月の運行カレンダーやお茶の間サロン等の配置場所については、市公式LINEでお知らせします▶



◆行政サービスセンターの開所日◆ ※開所時間 9時~16時45分 ※吉槻行政サービスセンターの閉所時間は16時30分です。

【息郷行政サービスセンター】 火曜日・木曜日	【醒井行政サービスセンター】 月曜日・金曜日
【柏原行政サービスセンター】 火曜日・金曜日	【吉槻行政サービスセンター】 月曜日・金曜日

令和8年4月から

「近江窓口センター」・「伊吹窓口センター」が スタートします

問市 近江市民自治センター ☎53-5191 FAX 52-8730
伊吹市民自治センター ☎53-5190 FAX 58-1630

窓口センターの設置により、現在の「近江市民自治センター」・「伊吹市民自治センター」は令和8年3月に廃止します。

(現行)

(令和8年4月から)

近江市民自治センター

近江窓口センター 近江図書館内(顔戸281-1)

伊吹市民自治センター

伊吹窓口センター 愛らんど内(春照56)

ご注意ください

年末年始は証明書コンビニ交付サービスを休止します

問市 市民保険課 ☎53-5113 FAX 53-5118

年末年始定期保守のため、コンビニ交付サービスを以下の日程で休止します。休止期間中は証明書が取得できませんので、お早目に取得いただくようお願いします。

◆休止期間◆

12月29日(月)~1月3日(土)

◆対象となる証明書◆

すべての証明書

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



福祉医療費助成制度をご活用ください

問 市 市民保険課 ☎ 53-5114 国 53-5118

福祉医療費助成制度とは

健康の向上と福祉の増進を図るために、高校生世代までの子どもやひとり親、障がいのある人、高齢者が医療機関等で診療を受けたとき、その診療の自己負担分を市が助成するものです。



詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)▶

助成を受けるには申請が必要です。助成の種類は下記の表をご覧ください。

申請に必要なもの

- 加入している健康保険のわかるもの
(マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)
- 資格要件を証明するもの(身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)、精神障害者保健福祉手帳、ひとり親の証明ができるもの等)
- 課税(非課税)証明書(米原市で所得が確認できない人のみ)

申請できる場所

- 市役所本庁舎(市民保険課)
- 山東支所
- 各市民自治センター

所得制限について

子ども医療(乳幼児、小・中学生、高校生世代)は、所得制限はありません。それ以外の区分には所得制限がありますので、所得制限限度額を超えている場合は、助成対象者となりません。

受給券の使い方

「福祉医療費受給券」を、マイナ保険証または資格確認書とあわせて医療機関の窓口に提出してください。

保険給付と受給券等により、下表のとおり助成されます。
※県外(一部を除く)の医療機関を受診した場合、一旦医療機関の窓口で自己負担分を負担していただき、領収書を市へ提出すると後日助成されます。

資格情報に変更があった時

住所やご加入の健康保険等に変更があった時は、市民保険課、山東支所、各市民自治センターまで届出をお願いします。

福祉医療費助成の種類

区分	対象となる方		助成内容
乳幼児	0歳から小学校入学前までの乳幼児	高校生世代の方 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	保険診療の自己負担分
小・中学生	小学生、中学生(中学校卒業まで)		
高校生世代	高校生世代の方 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		
低所得老人 (65~74歳老人)	本人、配偶者および同一住所地に居住する親族(3親等以内) 等が市民税非課税の方 【所得制限有】		【65~69歳】定率 2割負担 【70~74歳】定率 1割負担 (65~74歳老人の1月当りの自己負担限度額) 【通院】8,000円 【入院+通院】24,600円
母子家庭(老人)	離別や死別等により、ひとり親家庭として、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母または父と児童 【所得制限有】		保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
父子家庭(老人)			保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
ひとり暮らし 寡婦 (65歳未満の方)	かつて母子家庭の母として、20歳未満の児童を扶養していた方で、一人暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する方 【所得制限有】		保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
ひとり暮らし 高齢寡婦 (65~74歳の方)			【65~69歳】定率 2割負担 【70~74歳】定率 1割負担 (65~74歳老人の1月当りの自己負担限度額) 課税世帯 【通院】18,000円(年間14.4万円) 【入院+通院】57,600円(多数回該当44,400円) 非課税世帯 【通院】8,000円 【入院+通院】24,600円
重度障がい者(児)	・身体障害者手帳1~3級の方 ・身障手帳3級、療育手帳B1(中度)、精神手帳2級のうちいずれか2種をお持ちの方 ・精神手帳1級の方 ・知的障がいが重度の方 ・特別児童扶養手当対象児童で障がいの程度が1級の方 【所得制限有】		保険診療の自己負担分 ただし、市民税課税世帯の場合は、次の一部負担金が必要 【通院】1月診療当り 500円 【入院】1日当り 1,000円(上限14,000円)
重度障がい老人 (後期高齢者 医療保険加入者)	精神障害者保健福祉手帳1~2級かつ自立支援医療(精神通院医療)の受給者 【所得制限有】		自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分
重度精神障がい者(児)			
重度精神障がい老人 (後期高齢者医療保険加入者)			
知的障がい者 医療費助成	米原市に居住してから1年を経過している方	知的障がい中度・軽度の70歳未満の方(後期高齢者医療保険加入者を除く) 【所得制限有】	課税世帯 【通院】18,000円(年間14.4万円) 【入院+通院】57,600円(多数回該当44,400円) 非課税世帯 【通院】8,000円 【入院+通院】24,600円
精神障がい者 入院医療費助成		精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当の方で精神科に入院加療中の方 【所得制限有】	入院医療費(指定病院 精神科)のうち、保険診療自己負担額から高額療養費および付加給付を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※所得制限は、助成対象者本人、配偶者および扶養義務者の所得を確認します。また、米原市で所得が把握できない場合(1月1日時点に米原市に住民票が無い方など)は、前住所地などで課税(非課税)証明書が必要です。ただし、マイナンバーカードを提出いただくことで、課税(非課税)証明書の提出を省略することができます。

※保険適用外(健診代、予防接種、診断書、入院時の食事負担代等)の医療費は助成対象外です。

※高額療養費、付加給付が発生した場合は、保険診療自己負担額から発生した高額療養費、付加給付の金額を差し引き、助成の計算を行います。

4月から小学校へ入学される方へ 就学援助(入学準備金)をご利用ください

■ 市教育総務課 ☎53-5151 ☎53-5129

4月から小学校へ入学する児童を対象に、就学援助(入学準備金)を2月下旬に支給します。

対象者

令和8年4月に小学校へ入学する児童の保護者(市内在住)で下記の①～④のいずれかに該当する人

※①～③は令和7年度の状況

- ①生活保護の停止または廃止を受けた
- ②児童扶養手当の支給を受けている
- ③住民税が非課税
- ④世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

申請方法

令和8年2月6日(金)までに申請書類※を教育総務課、山東支所、各市民自治センターへ提出してください。

※申請書(各提出先に設置)、保護者(申請者)名義の振込先口座の通帳(写し)、左記①～④を証明するもの



▲市公式ウェブサイトは
こちら

所得税の確定申告は 簡単・便利な電子サービスをご利用ください!

■ 長浜税務署 ☎0749-62-6144

自宅からスマホとマイナンバーカードを利用してe-Taxでの申告が便利です!

確定申告会場は、大変混雑します。令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。計算誤りがありません。また、作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できます。

さらに、マイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。



▲e-Taxについて
詳しくはこちら



▲マイナポータル
連携について
詳しくはこちら

【令和7年分確定申告会場について】

日 時 令和8年2月16日(月)～3月16日(月) 9時～16時

場 所 長浜税務署(長浜市高田町9-3)

確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。事前予約は、国税庁LINE公式アカウントからできます。確定申告会場では、ご自身のスマホを利用した申告をご案内しますので、①スマホ②マイナンバーカード③暗証番号2種類(署名用電子証明書(英数字6～16文字)・利用者証明書用電子証明書(数字4桁))を必ずご持参ください。

※開設期間前相談の事前予約も国税庁LINE公式アカウントからできます。



▲事前予約はこちら
(国税庁LINE公式アカウント)

▲マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください▲

マイナンバーカードの有効期限が過ぎている場合、e-Tax手続などがご利用いただけません。確定申告の時期は特に更新窓口の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

■更新手続場所

市役所本庁舎(市民保険課)、山東支所および各市民自治センター

マイナンバーカードの
有効期限に関する
Q&Aはこちら▶
(デジタル庁公式note)

